

いばらき

第

292号

雇用ニュース

2006年8月



-孤 高一 いばらき自然環境フォトコンテスト 佳作 庄子 一男さん

「団塊の世代、有効活用は定年延長で！」

おもな内容

● 県内の雇用情勢	2
● 平成18年度外国人雇用管理セミナーを開催！	3
● 福祉施設等就労支援セミナーのご案内	4
● 平成17年度賃金構造基本統計調査結果	5
● 労働者派遣事業とは	6
● 労働者派遣と請負の区分の必要性、茨城県産業安全衛生大会	7
● 茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>



有効求人倍率13年ぶりの高水準(前年同月比)

有効求人数が4か月ぶりに増加 有効求職者数は39か月連続の減少

① 概況

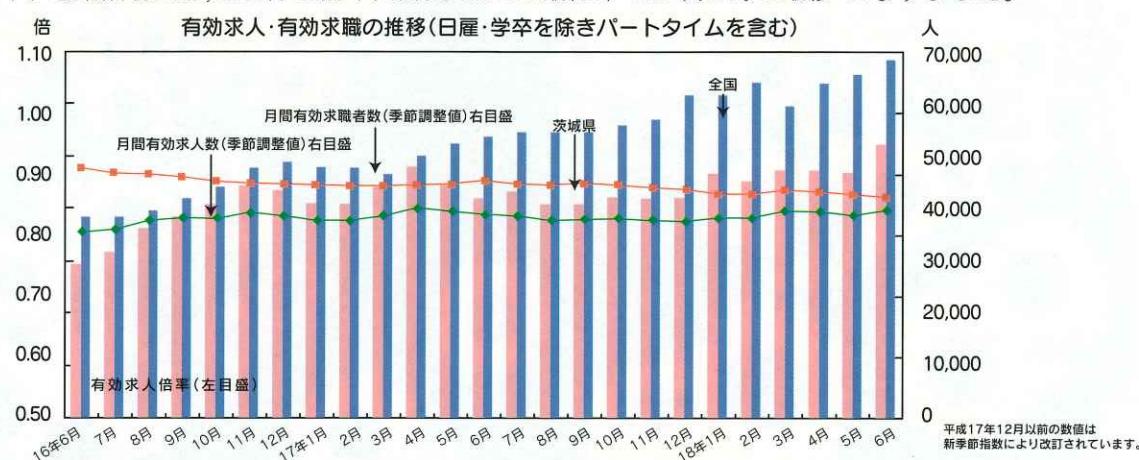
6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は14,313人で前年同月に比較して3.5%増と、2か月連続の増加となりました。

新規求職者数は11,253人（前年同月比8.1%減）で、3か月連続の減少となりました。また、雇用形態別に見ると一般（7.8%減）もパートタイム（8.9%減）も共に3か月連続で減少しました。

有効求人数は37,058人で、前年同月比で2.7%の増と4か月ぶりの増加となりました。一方、有効求職者数は、44,676人（6.9%減）で、39か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.95倍（季節調整値）と前月（0.90倍）を0.05ポイント上回り、前年同月比（0.86倍）でも0.09ポイントの上昇し、平成5年6月（0.95倍）以来13年ぶりの高水準となりました。

こうした中、就職件数は3,801件と前年同月比で3.0%減と、2か月ぶりの減少となりました。



② 新規求人の動き

新規求人数は14,313人となり、前年同月比で3.5%増と、2か月連続の増加となりました。

産業別にみると、情報通信業（前年同月比35.8%増）、医療・福祉（同18.9%増）、サービス業（同14.5%増）、製造業（同3.9%増）、飲食店・宿泊業（同3.7%増）で増加し、建設業（同18.5%減）、運輸業（同12.3%減）、卸売・小売業（同8.3%減）、その他の産業（同2.5%減）で減少しました。

また、規模別にみると、30～99人（前年同月比16.4%増）、100～299人（同12.1%増）、300～499人（同52.9%増）及び500人以上（同49.6%増）で増加したものの、全体の52.8%を占める29人以下（同6.7%減）では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用が1.4%増と2か月連続で増加しパートタイムも6.9%増と3か月連続の増加となりました。

③ 新規求職の動き

新規求職者数は11,253人となり、前年同月比で8.1%減と3か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般（パートタイム以外）が72.2%（前年同月72.0%）と0.2ポイント上昇したもの。数では7.8%減と3か月連続の減少となりました。一方パートタイムも数では8.9%減と3か月連続の減少となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は46.3%で前年同月（47.9%）を1.6ポイント下回り、若年求職者数でも11.2%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高年齢者の占める割合は17.8%で、前年同月（16.7%）を1.1ポイント上回ったものの、高年求職者数では1.8%の減少となりました。

④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,697件で、前年同月に比較し19.0%減と2か月ぶりの減少となりました。また、新規求職者数に占める割合も24.0%と、前年同月（27.2%）を3.2ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は11,116人で、前月比では増加（0.6%増）したものの、前年同月比では10.9%減と44か月連続の減少と依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は、9.4%（前年同月9.2%）と0.2ポイント上昇し、事業主都合離職者数でも12.8%増と2か月連続の増加となりました。

平成18年度 外国人雇用管理セミナーを開催

茨城労働局は、6月を「外国人労働者問題啓発月間」として定め、種々の周知活動等を行いました。その一環として、去る平成18年7月10日(月)ホテルグランド東雲(つくば市)において、外国人労働者の適正な雇用、労働条件及び安全衛生の確保と不法就労の防止等を推進するために外国人雇用管理セミナーを開催いたしました。参加者は、事業所、市町村、商工団体、関係機関等から184名の方が出席されました。



セミナーは、東京外国人雇用サービスセンター高城室長より「外国人労働者の雇用管理の状況と問題点について」と題し、我が国の外国人労働者受入れの基本的考え方と在留資格制度や、当センターの利用状況について説明がありました。次に外国人労働者を雇用している栗田アルミ工業(株)勝山総務部長より「外国人労働者の雇用管理」について、パワーポイントを利用し、外国人労働者の雇用に関するメリット、デメリット等について事例発表がありました。その後、茨城労働局より「外国人労働者の適正な労働条件の確保等について」、外国人労働者の間接雇用も増えている現状から「適正な派遣・請負について」説明を行いました。



終了後のアンケートでは、

- ・外国人を雇用するにあたっての注意点、留意点がわかりやすく説明されていた。
- ・初めて参加したが、現在の外国人雇用の現状がよく分かり参考になった。
- ・他企業での外国人労働者の取り組み状況が分かり参考になった。
- ・外国人雇用に関しては、様々な手続きが必要となるので、在留資格などについて理解を深められた。

理解を深められた。

- ・トラブルの実例や、見落とし易い注意事項を発表してほしかった。
- ・研修・実習について、もう少しお話を聞きたかった。等の意見が寄せられました。

最後に、事業主の皆さんには引き続き、外国人労働者の適正な雇用、労働条件及び安全衛生の確保と不法就労の防止にご理解とご協力をお願するとともに、外国人労働者の雇用管理に関する不明な点がございましたら最寄りのハローワークへお気軽に尋ねください。

福祉施設就労支援セミナーのご案内

テーマ「福祉的就労から一般雇用に向けた支援について」

セミナー内容

- ①障害者雇用の現状
- ②就労に当たっての課題と支援方法
- ③就労支援を行っている福祉施設の取組事例
- ④就職を希望する者の職業評価の実施
- ⑤障害者雇用に関する支援制度の概要 等



講 師 水戸地区障害者就業・生活支援センター所長（水戸会場）

茨城県南部障害者雇用支援センター所長（土浦会場）

障害者就業・生活支援センターなかま就業支援ワーカー（筑西会場）

茨城障害者職業センター主任カウンセラー（全会場）

水戸会場 (定員200人)

日程 平成18年9月25日（月） 午後1時30分～4時
場所 茨城県職業人材育成センター
水戸市水府町864-4

土浦会場 (定員80人)

日程 平成18年10月20日（金） 午後1時30分～4時
場所 土浦勤労者総合福祉センター
土浦市木田余東台4丁目1-1

筑西会場 (定員80人)

日程 平成18年11月9日（木） 午後1時30分～4時
場所 茨城県県西生涯学習センター
筑西市野殿1371

セミナーの受講者

授産施設、更生施設等の障害者福祉施設、小規模作業所、グループホーム、医療機関等の施設
・団体の職員、及び市町村・県等の障害者担当職員等
(各会場とも開催日2週間前までにお申ください。茨城労働局職業対策課まで)

TEL 029-224-6219

主 催 茨城労働局・ハローワーク
後 援 茨 城 県

平成17年賃金構造基本統計調査結果

賃金は前年に比べ0.1%の増

この度、厚生労働省は平成17年の賃金構造基本統計調査の結果を発表しました。

1 賃金・賃金増減率

所定内給与額は、302,000円（男性337,800円、女性222,500円）で、対前年増減率は0.1%増（男性1.2%増、女性1.4%減）となった。

女性パートタイム労働者の1時間当たりの賃金は942円で、前年（904円）に対して4.2%の伸びとなった。（第1表）

2 男性労働者の賃金

学歴別にみると、大卒の賃金は407,100円、高専・短大卒305,500円、高卒300,900円、中卒280,400円となっている。

年齢間でみると、大卒及び中卒は55～59歳、高専・短大卒及び高卒は50～54歳がピークで、20～24歳層との賃金格差は大卒で2.53倍、高専・短大卒及び高卒でそれぞれ2.31倍、1.97倍となっている。（第2表）

企業規模間の賃金格差では、大企業を100とした場合、中企業81、小企業73となっている。

◆調査の概要

- ・調査時点 平成17年6月
- ・調査対象 労働者数10人以上の約4万3千事業所

※ 常用労働者1,000人以上を大企業、100～999人を中企業、10～99人を小企業としている。以下同じ。

3 女性労働者の賃金

学歴別にみると、大卒の賃金は277,700円、高専・短大卒239,400円、高卒197,700円、中卒174,900円となっている。

年齢間でみると、大卒は60～64歳が、高専・短大卒及び高卒では55～59歳がピークで、20～24歳層との賃金格差は大卒で2.31倍、高専・短大卒及び高卒でそれぞれ1.56倍、1.26倍となっている。（第2表）

規模間では、大企業を100とした場合、中企業89、小企業81となっている。

詳細については、茨城労働局労働基準部賃金室、各労働基準監督署、県行政情報センターで閲覧することができるほか、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

第1表 性別賃金、対前年増減率の推移（産業計、企業規模計）

年	一般労働者						女性パート	
	計		男性		女性		賃金(円)	対前年比(%)
	賃金(千円)	対前年比(%)	賃金(千円)	対前年比(%)	賃金(千円)	対前年比(%)		
7	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	854	0.7
8	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	870	1.9
9	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	871	0.1
10	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	886	1.7
11	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	887	0.1
12	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	889	0.2
13	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	890	0.1
14	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	891	0.1
15	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	893	0.2
16	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	904	1.2
17	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	942	4.2

第2表 一般労働者の学歴、年令階級別賃金（産業計、企業規模計）

（単位：千円）

年齢階級	男性				女性			
	大卒	高専・短大卒	高卒	中卒	大卒	高専・短大卒	高卒	中卒
計	407.1	305.5	300.9	280.4	277.7	239.4	197.7	174.9
18～19歳	—	—	167.3	164.8	—	—	154.8	134.9
20～24歳	213.8	193.4	189.2	202.4	204.4	190.0	168.2	154.9
25～29歳	254.8	231.9	226.0	234.8	231.9	214.1	184.6	173.0
30～34歳	319.7	274.9	263.7	255.0	279.3	235.9	200.2	168.2
35～39歳	401.9	322.6	298.1	274.5	335.4	260.0	204.7	172.9
40～44歳	471.6	377.0	329.8	285.3	371.5	272.4	206.0	182.3
45～49歳	511.7	396.9	350.1	297.5	372.3	277.9	205.8	178.1
50～54歳	539.6	446.2	371.9	308.4	394.4	291.8	206.4	183.9
55～59歳	540.1	438.0	362.5	313.9	398.4	295.7	211.4	183.9
60～64歳	444.9	313.8	259.5	240.8	472.3	270.1	183.9	160.6

労働者派遣事業とは

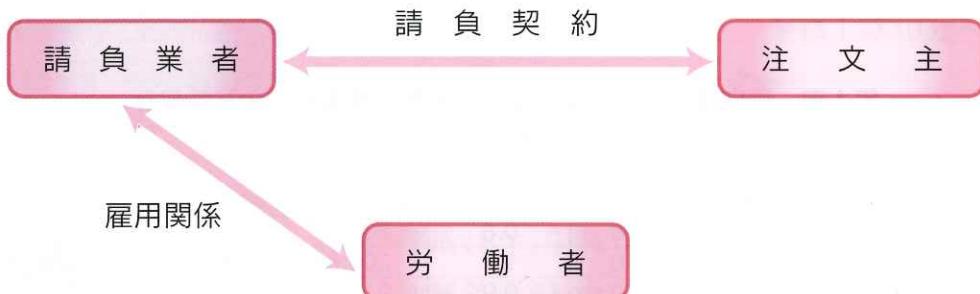
1. 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



2. 請負

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。



3. 労働者派遣と請負の区分

注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）の適用を受けます。

ところが、この区分の実際の判断は、必ずしも容易でないことから、この判断を明確に行うことができるよう、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）が定められています。

4. 労働基準法等の適用について

労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法については、原則として派遣元事業主が雇用主としての責任を負いますが、派遣先事業主が責任を負う事項があります。

なお、請負の形式による契約に基づいても、労働者派遣と判断される場合には、同様の責任分担となります。

労働者派遣と請負の区分の必要性

平成16年3月からの製造業務への労働者派遣（※）の解禁に伴い、製造業の事業所において請負とともに労働者派遣が活用されることが考えられますが、労働者派遣と請負とでは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、雇用主（派遣元事業主、請負事業者）、派遣先及び注文主が負うべき責任が異なっています。

このため、業務の遂行方法について労働者派遣か請負かを明確にし、それに応じた安全衛生対策、労働時間管理の適正化等を図ることが必要です。

労働者派遣、請負のいずれに該当するかは、契約形式ではなく、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に基づき、実態に即して判断されるものです。

※ 製造業務への労働者派遣についての留意事項

- ① 平成19年2月末までは、派遣受入期間は1年に制限されています。（その後は3年）
- ② 労働者派遣契約には、危険防止措置等派遣労働者の安全衛生確保に必要な事項を定める必要があります。
- ③ 派遣元事業主及び派遣先においては、製造業務に係る派遣労働者を専門に担当する責任者（製造業務専門派遣元責任者、製造業務専門派遣先責任者）を一定の要件（原則として製造業務に従事する派遣労働者100人に1人）の下配置し、健康診断、安全衛生教育等に関する事項について派遣先や製造現場の安全衛生の統括管理者、派遣元事業主やその安全衛生の統括管理者との連絡調整等を行わせる必要があります。

なお、安全衛生の統括管理者とは、労働安全衛生法における安全管理者、衛生管理者等が選任されているときは、その者をいい、統括安全衛生管理者が選任されている時は、その者をいいます。また、小規模事業場で、これらの者が選任されていないときは、事業主自身のことをいいます。

平成18年度 茨城県産業安全衛生大会

併催 茨城快適職場形成推進大会
併催 茨城産業保健活動推進大会

とき

平成18年10月3日(火)
13:00~16:50 (開場12:00)

ところ

ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1

（ビデオ上映・健康相談コーナー・安全衛生相談コーナー・快適職場形成推進コーナー）

第一部 表彰式

1. 優良事業場表彰
2. 主催者代表挨拶

3. 来賓祝辞………茨城労働局長
茨城県知事
(社)茨城県経営者協会長
日本労働組合総連合会茨城県連合会長

第二部 講演

1. 事例発表………あなたの会社をステップアップ!
「ステップアップ方式」で

労働安全衛生マネジメントシステム導入

茨城労働局安全衛生課長 高野 光幸 氏

2. 特別講演………「メンタルヘルスについての対応」

富士ゼロックス株式会社 全社産業医 河野 慶三 氏

3. 大会宣言………港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部・鹿島支部長

主催 / 社団法人茨城労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会茨城県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会日立支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿島支部

後援 / 茨城労働城会
(社)茨城県経営者協会連合会茨城県連合会
日本労働組合総連合会茨城県連合会
茨城快適職場推進セミナー
茨城産業保健推進セミナー

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
17年 4月	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470
5	13,164	3,808	9,267	12,649	3,498	2,506	37,267	47,992	3,694	11,481
6	13,823	4,132	9,617	12,248	3,448	2,471	36,089	47,978	3,917	12,469
7	14,109	4,022	9,998	10,593	3,077	2,288	36,384	45,892	3,496	12,792
8	14,065	4,050	9,915	11,195	3,334	2,284	37,151	44,889	3,236	13,796
9	15,590	4,856	10,644	12,437	3,371	2,420	39,690	45,033	3,817	12,834
10	15,591	4,191	11,293	11,840	3,282	2,445	40,747	44,851	3,837	12,293
11	13,867	4,164	9,603	10,139	2,811	2,030	39,746	43,095	3,525	11,856
12	12,157	3,638	8,433	7,688	2,083	1,657	36,816	38,440	2,959	11,235
18年 1月	14,953	4,168	10,719	11,561	3,357	2,364	37,186	38,568	2,944	10,699
2	15,230	4,268	10,847	11,817	3,384	2,408	38,972	39,823	3,420	10,178
3	15,046	4,216	10,724	13,153	3,914	2,812	41,101	43,235	4,136	10,131
4	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116
19年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)						全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員	
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4
17年度月平均	1.22	1.50	0.88	0.99	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9
17年 4月	1.18	1.42	0.91	0.93	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9
5	1.24	1.46	0.88	0.95	20.8	15.5	0.7	2.0	1.0	3.2	▲ 10.4	▲ 7.0
6	1.19	1.51	0.86	0.96	1.8	11.1	▲ 3.5	▲ 4.2	1.1	2.0	▲ 12.4	▲ 9.5
7	1.26	1.48	0.87	0.97	0.0	6.0	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 10.4
8	1.17	1.49	0.85	0.97	▲ 1.5	13.7	0.0	1.6	▲ 4.1	3.5	▲ 5.3	▲ 6.8
9	1.17	1.48	0.85	0.97	▲ 2.2	7.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 8.9
10	1.25	1.48	0.86	0.98	4.1	4.4	▲ 1.8	2.7	▲ 3.2	2.1	▲ 1.1	▲ 6.5
11	1.18	1.53	0.86	0.99	▲ 6.5	3.9	▲ 2.1	▲ 4.4	0.2	0.1	▲ 2.0	▲ 6.9
12	1.21	1.55	0.86	1.03	▲ 0.8	5.7	▲ 2.7	▲ 7.6	1.2	▲ 3.9	▲ 3.2	▲ 6.6
18年 1月	1.29	1.56	0.90	1.03	5.0	6.9	▲ 5.4	▲ 3.0	0.8	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 5.0
2	1.26	1.53	0.89	1.04	▲ 2.7	10.7	2.7	3.3	4.5	5.1	▲ 4.9	▲ 5.5
3	1.25	1.45	0.91	1.01	▲ 5.6	2.6	2.4	▲ 1.8	1.6	2.9	▲ 6.4	▲ 7.2
4	1.20	1.54	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4
5	1.32	1.65	0.90	1.07	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0
6	1.34	1.62	0.95	1.08	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7
19年 1月												
2												
3												

(注)1.学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2.新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)。 3.新規求職申込件数のうち高年齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)。 4.▲印は減少を示す。 5.求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6.平成17年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。